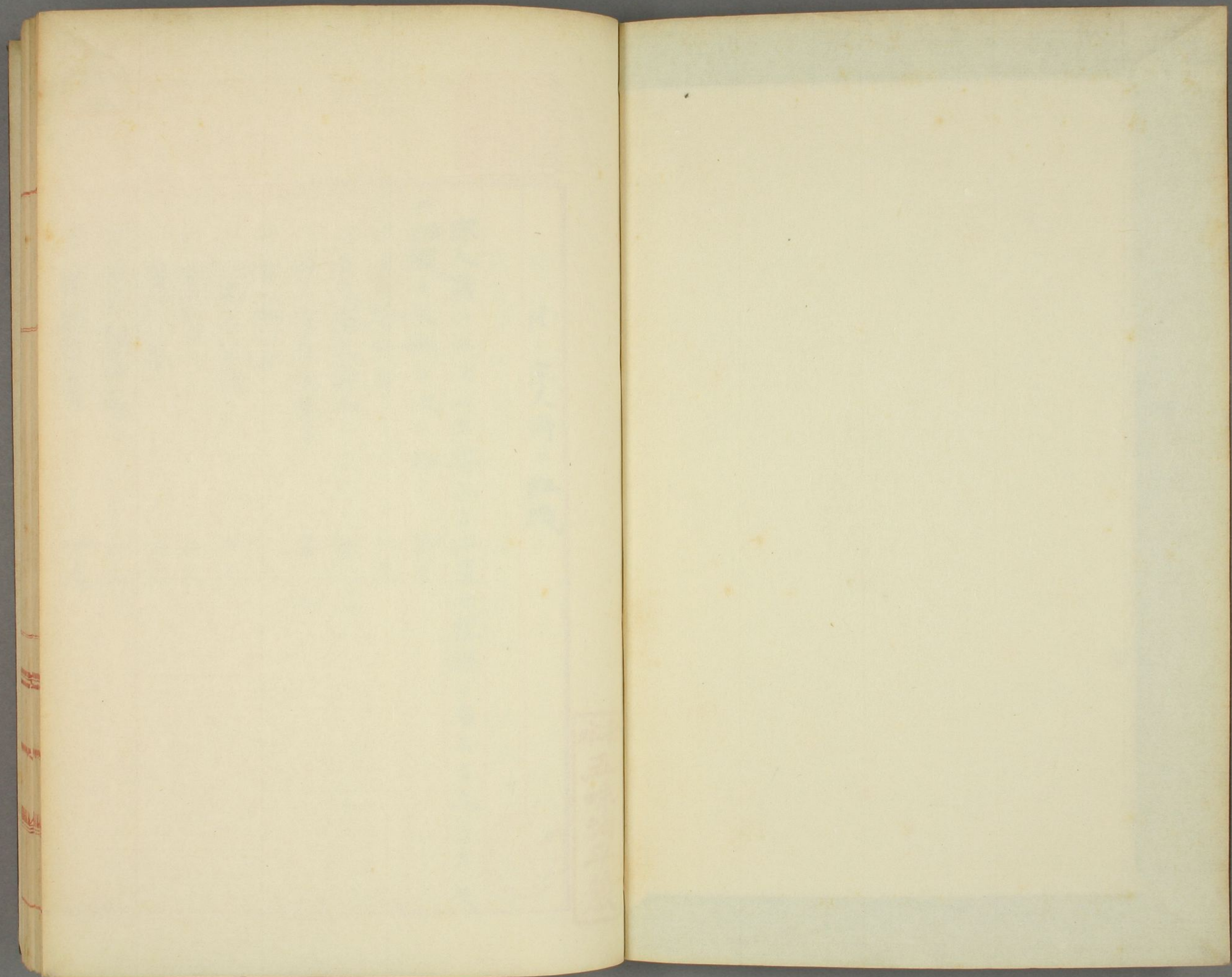


清朝皇族ニ関スル特殊研究 四

74
6296
4





74
6296
4

(1) 宗人府の組織

宗人府にはその主要なる位置は皇族が占むるあるか、その組織の大綱は次の如し。即ち、

- 1 宗人府宗令……………一人
- 2 宗人府左右正……………各一人
- 3 宗人府左右宗人……………各一人
- 4 宗人府丞……………一人
- 5 經歷司經歷……………二人
- 6 堂主事……………二人
- 7 漢堂主事……………二人
- 8 左司理事官……………二人
- 9 副理事官……………一人

水去五味均平蔵



- 10 主事 二人
 - 11 右司理事官 二人
 - 12 副理事官 二人
 - 13 主事 二人
 - 14 管理銀庫事務 二人
 - 15 理事官 二人
 - 16 筆帖式 二十四人
- を置く。宗令以下左右宗人に至るまで、均しく皇族中より特命に依りて之を任ず。

(備考)

宗令は親王或は郡王中より特簡し、
 左右宗正は親王、郡王、貝勒、貝子、鎮國公、輔國公より簡出するあり。

左右宗人は貝勒、貝子、鎮國公、輔國公、鎮國將軍、輔國將軍等の中より特簡するを例とす。
 府丞及び漢堂主事は漢人にて進士出身たるを要し、以下筆帖式までは總べて宗室の人を以つて之に任ずるあり。

管理銀庫事務は本衛門の堂官若しくは滿洲大臣を欽派して之を兼理せしむ。

此れに依りて見れば、清朝の宮内省は滿洲皇族を以つて之に任じ、殊に要路要路には皇族のものを布殖して、日常は固より万一場合に備へたるに似たり。而して漢人の入るべき位地は極めて限られ居たるに似たり。以つて、その用意の存するところを察すべし。

(四) 宗人府の権限

宗人府は皇族を監督し、(一)の譜牒に関する事務、(二)宗室封爵封号及び謚号に関する事務、(三)典礼に関する宗室の職名具進、(四)皇族の旌表賞卹、(五)王公子弟の考試、(六)宗室の議処、議叙、(七)宗室、(八)皇族に対する裁判及び監禁、(九)皇族子弟の教育の事とを掌する。これを宗人府の権限とす。

第一 譜牒に関する事務

足例に依るときは皇族に子女生るときは三月に至り其の生年月時嫡庶の次第名某母某氏等を以つて宗人府に届出せざるべからず。親王以下輔国公までは長吏即ち家令あつてもより開送し鎮國將軍より間散宗室に至るまでは族

(四六)

長より開送す。

覺羅に至つては各旗首領より開送するを例とす。而して宗人府は其の届出により宗室は黄冊に入れ、覺羅は紅冊に入れ保存するものとす。継嗣婚嫁授爵死亡等の場合に届出を要するものと亦同じ。

毎年宗人府より上奏して皇族系譜を纂修せんことを請ふときは勅して宗令宗正及び滿漢大孝士礼部尚書侍郎内閣学士を以つて正副總裁官とあし府丞を以つて總校官とあし府屬理事官一人及び滿漢内閣侍讀學士或は侍讀一人を以つて提調官とあし府屬理事官副理事官主事三人及び翰林院官三人内閣侍讀一人礼部司官二人を以つて纂修其の他に充て宗人府に保存する譜牒を本として、編纂し名づけて玉牒と云ふ。書成り上進するときには皇帝之を閲し、一

部を皇史宬に一部を盛京敬典閣に藏するものとす。

第二 宗室封爵封號及び謚號に関する事務

凡そ宗室の授爵襲封の事は宗人府専ら之を掌る。皇子生れて十五歳に至れば宗人府より奏請して授爵を未む。親王以下報恩將軍に至るまで有爵者死するときは宗人府より遺子中の人物學問武術共に秀でたるもの數人を帶領し引見の上襲封を奏請す。大宗原襲者罪によりて降革し旁支の子孫より入りて承襲する場合にも亦同じ。又親王以下は其の子一人の襲封を許すの外他子と雖も二十歳に達すれば試験を経たる上不入八分輔國公以下に封せらるるものとを得。皆宗人府より彙題し試みるに繕譯馬步射を

(四大)

以つてするものと既に述べたるか如し。毎年十二月宗人府より具奏し府官保和殿に赴きて皇冊内に封爵のものとを登錄するものとす。親王郡王の封号及び謚子の如き又宗人府より奏請して之を定む。

第三 典札に関する宗室の職名具進

典札に関する宗室の職名具進に就いては太廟の饗燕の場合を主とす。即ちそのときは宗室覺羅を以つて奠帛獻爵の事を掌らしむ。其の他陵寢の遣祭均しく王以下將軍に至るまでの中に就きて任命す。宗人府に期に先かちに替察を為し其の職名を具進せざるべからず。一般官吏の任用に吏部若しくは兵部の開列を為すか如し。

第四 皇族の旌表賞卹

凡そ宗室覺羅の内に孝友貞節の者あるときは宗人府より審査上奏し、礼部に覆奏せしめたる後、各金幣を下賜す。また宗室には特に勅を賜ひ、奨諭す。又宗室覺羅の貧困者は之を救卹し、之をしてその品位を保たしめざるべからず。故に府に銀庫を置き、其の婚喪の費用を助け、又毎年冬季、銀萬兩を奉し、宗室無産者及び失産者に対して、或は為めに田廬を置き、或は為めに旧業を復して、其の生活の途を講じ、其の餘は宗室賞典金の費途に充つべきものとす。然れども此の如き規定は、國初宗室人員の極めて少かりしときは実施し得ざりしも、幾多の歳月を経、人口繁衍する

(四六)

に及びては、決して行はるべきものに非ず、今日に在りては、寧ろ空文に属するもの如し。

また宗室の有爵者、覺羅の官職ある者は一定の俸給を受けるものと勿論あるが、一般の宗室覺羅に対しては、別に養贍銀ある手當金を給與せらるるものとす。亦れらは均しく府の職掌ありとす。

第五 王公子弟の試験

凡そ王公子弟の未だ封せらるる者、封せられて未だ丁年に達せざるものは、毎年四季に宗人府に赴き、試験を受けざるべからず。其の學科は、步射を第一とし、清語(滿洲語)を第二とす。孟冬の考試には、特に欽定の派遣王大臣あり

て、檢閲をあす。此の場合には王公の子弟のみならず、宗室、鎮國將軍以下亦均しく考試を受くべきものとす。

第六、宗室の議叙、議叙

皇族はすつて宗人府の監督を受け、宗人府の有爵者即ち王公將軍に對する議叙若しくは議叙の如きも均しく府の掌るとありとあす。其の議叙が定時及び不定時監督の結果あるとは一般官吏の例に同じ唯茲に注意すべきは王公將軍が宗人府の議叙を受くるは其の兼職を有せざる場合に限る。若し兼職を有するときは、宗人府はその議叙を専らにするおとを得ず。必ず吏部（文職を兼ぬるとき）若しくは兵部（武職を兼ぬるとき）と合同し。協議の

(49大)

上之を定む。宗室覺羅の官職あるものにして議叙する場合は、吏部若しくは兵部より府に合同して之を定め、議叙の場合には宗室は宗人府より吏部、兵部に合同し、覺羅は吏部、兵部に合同して之を定む。額駙の処分に至りても其の兼職を有せざるものは、宗人府の專辦に任ずと雖も官職あるときは吏部、兵部より宗人府に合同して之を定むるものとす。

(備考)

大清會典に軍功を議叙するに、宗室は宗人府に由りて吏部を會し、覺羅は吏部、兵部によりて宗人府を會すとあり。また額駙は職任を兼ぬるものの処分は宗人府により、専ら處辦す。其の任を兼職するものは、各吏部、兵部に由りて、宗人府を會すとあり。(嘉慶重修大清會典卷一参照)宗人

府より、吏兵部に合すと云へば、府主議者とあり、吏兵部は其の協議に与るに止まり、之に及し、吏兵部より府に合すと云へば、吏兵部主議者とありて、宗人府はその協議に與るに止まるあり。

宗室と覺羅とは同じく皇族あり、皇室との關係、自ら親疎の別あるを以つて、一は宗人府之が主とあり、一は吏兵部之が主とあるを以て定めたるあり。額駙を以つて吏兵部に属したるものも亦同一理由に由る。又、案ずるに、下に述ぶる皇族に対する裁判に就いても、宗室は宗人府之が主とあり、覺羅は戸刑二部之が主とあるを以て定めたる理由亦同じ。

第七、皇族に対する裁判及び監禁

(四六)

皇族に対する裁判と監禁とに就いては、皇族の刑罰及び裁判のありを述べたる条に述べあるれども、宗人府の権限を述べたる順序としてその要を示しおくべし。

宗室覺羅間相互の訴訟が宗人府の管轄に歸する事は、固より論ずるを要せず、宗室覺羅と民人との間、訴訟に至りても、亦宗人府と刑部との會審に依るものとす。定例によるときは、戸婚田宅に関する訴訟は宗室ならば宗人府、主とありて、戸部と會審し、覺羅ならば、戸部が主とありて、宗人府と會審す、人命鬭争に関する訴訟は宗室ならば宗人府が主とありて、刑部と會審し、覺羅ならば、刑部が主とありて、宗人府と會審し、然る後勅裁を仰ぐべきものとす。

以上は普通の訴訟に関する審判手續あり。然るに嘉慶

会典には若し罪大おらば別ち奏聞し以つて旨を候ふとあり。(嘉慶重修大清会典卷一参照)何を大罪とするか判然ふらざれども要するに之に対する特別手続を定めたるものにして想ふに叛逆その他の犯罪者に対しては別に諭旨を下して審擬せしむるの意おらんか。咸豊十一年十月親王載垣端華等が西太后の怒に触れ懿旨に由り該犯を以つて宗人府に交し大学士九卿翰詹科道等に会同して其の罪を審議せしめたる如きはその一例として見るべきあり(皇族に対する刑罰上の特典の部参照)。

宗人府に又空室を設け皇族の犯罪者を監禁する所とす、定例による時は宗室寛羅の犯罪にして刑律に照して枷徒以上軍流に該当するときは之に代ふるに板責圍禁を以つてす。宗人府堂官は即ち此等犯人に対して典獄の

(四六)

事務を行ふものとす。

第八、皇族子弟の教育

宗人府に隸屬し皇族の子弟を教育する学校に二つあり。その校名と組織とは左の如し。

第一、左右翼宗学。

總理学務王二人

(左翼宗学一人、右翼宗学一人、宗人府より欽派を奏請するものあり)。

稽察宗学京堂官三人

(満洲京堂官、漢京堂官内に就き宗人府より欽派を奏請するものあり)。

總管四人

副官十六人

清書教習六人

騎射教習六人

漢書教習八人

此の官制によりて以つて専ら宗室學生を教ふるものあり。

第二 八旗覺羅學。

總理王公八人

(各字一人宗人府より欽派を奏請するものあり)

稽察覺羅學京堂官八人

(每翼四人漢滿京堂官に就き宗人府より欽

(四六)

派を奏請するものあり)

副管十六人

清書教習十五人

騎射教習八人

漢書教習十五人

此の設備官制によりて専ら覺羅學生を教ふ而して此等は皆當然宗人府の管理監督の下にあるものあり。

宗人府に連関せる官廳にして而かも皇室のみ在所屬せるもの亦少しとせず。宗人府に就きてその職制權限を述べたる吾人は更らに一步を進めて單簡ふかり皇室所屬の諸官廳のおとを列記しおくまし。

(一)

内務府

吾人は宗人府が我が邦の宮内省に近きものあるおとを述べたりしか又此の宗人府と共に帝室に關係する一切の事務を管理掌握する官廳あり、内務府と云ふ。而して此の内務府のおす所は宮内省と又相似たるおとを多し。蓋し内務大臣は、帝室の會計及び財産の監督を掌るあり。また内務府は裁判に關するおとを掌り宦官(太監)の犯罪に對しても之を審断するあり、また宮中侍

(四六)

直の事務を掌り、又皇帝親祭のとき、その他祭祀祝典の礼に關するおと、その他、宮禁の營繕、牧畜、御膳供奉、御廐、御用武器、離宮園囿の監理、内府番籍の監理(宮内省番書寮)のおとを掌る。

(二)

欽天監

測候のおと、製曆のおと等を掌り、日本中央氣象臺のおすおとを掌る。支那古来の習例として日蝕、月蝕、流星等、占星を重大視して天文を以つて修徳の乘とおさしむ。時憲科、時憲書を作り印行頒布するあり。祭祀その他典禮の期日に付きては吉凶を卜し、宮城、陵、廟その他諸宮造物の營造期日又位置方向おとを決定するおとを掌る。

(三)

太常寺

壇郊廟社を管理し、君王親祭に関する事務を掌る。壇郊廟社は天壇、地壇、太廟、南郊、北郊、社稷壇、先農壇、孔子廟、關帝廟等に於て、此等の祭祀には君王親しく之を行ふ。太常寺は之に関する事務を處理するを職掌とす。もと祭祀典礼のあたには礼部の設あり、又皇室事務に關しては内務府あり、太常寺の事務はその何れにか併歸して然るべきあり順治以來度々雙方何れかに付して動搖一定せず、如何に祭祀典礼を責ふの國風あるも之が爲めに特別官廳を置くは畢竟虚飾に歸すその冗官たるを論を俟たず。

(四)

光祿寺

宮廷の膳羞饗應に關する事務は光祿寺之を掌

(四六)

る。我が宮内省大膳職の職務に當る。故に之を特設官廳とするも亦要するに歴代の沿革を因襲して虚飾無用の機關を設けたるに過ぎず。順治十八年には一時光祿寺の事務を礼部に歸せしめたるをありしも康熙十年礼部精膳司の職務を分割して更に之を設けしあり。

(五)

大僕寺

大僕寺の職權は宮廷用の馬匹駱駝御料牧場のあつを掌るものとす。即ち日本の宮内省主馬寮にあたるとありあり。その特別官廳たるべき價値あきあつは上のもと同じ。官制の初めには兵部に屬しゐたりしを康熙九年兵部所管の大庫場種馬場の事務を一括して更に之を大僕寺に移

し以つて独立官廳とせしめ、其の兵部より分離したるは、軍港と宮廷事務とを區別したるはよろし。適當ある改正ありと云ふは、之を内務府に入せずして特別官廳とせしめたるは、遂に歴代の遺習と捉はれたるものあり。

(六)

鴻臚寺

此の役所は朝廷の会合饗宴の儀礼を掌るあり。凡そ、典禮祭祀の場合に於ける参賀賜宴並に内大臣の謁見等に関する事項は皆鴻臚寺の掌る所に属し、其の性質我が宮内省侍從職と相似たり。と内務府の一局とあすか又は礼部に併歸して可あり。順治元年には別に独立の官廳とせず、礼部に入れたれども、同十五年之を独立官廳とせし、十

(四六)

八年再び礼部に入れ、康熙十年更に改めて之を独立せしめたるあり。

(七)

太醫院

太醫院は宮廷醫療の事を掌る。我が宮内省侍醫局に當る。その特別官廳たるマキ値あきあとは云ふを俟たざるあり。

(八)

宦官

支那のみに限りず古來東洋諸國には此の種の設ありしとは史上に明あり、而してその一國の治亂興敗に關係せるあとも略同一あり。支那にては上古舜の時代に宮刑あり、その刑餘の人を奄人として宮廷の内小臣に用ひたり、内小臣は周代の爵にして多くは内小臣以下の給仕あり、稟隸と均

こく賤役に服す。さりあかり賤役を志望してま
 で宮中に入るおとを好むものは少ふかりしが春
 秋時代に至り諸侯奢倭女寵宮内に充ち男子缺乏
 せり。故に男子女子に對する嫉妬より多くなる。奄
 人を入ル人として奄官を設くる多し。罪余の人の
 みみてはその數足りず細民の耻心あきもの自の
 ら割勢して宮中に入り自のり徳利の念を満足せ
 しめんとするもの多くなり茲に奄人は増加を見
 るに至れり後漢に之を禁じ隋に又之を禁じ奄官
 とあるもの跡を絶つ。されど權勢と安逸に目お
 き徒は宮廷に入りて勢力を得るを好み賢者を排
 し君主を欺き悪事を為し遂には唐明おどの如く
 その寺路は宦官の爲めに七ぼさるるに至れり清

朝は世祖都を燕京に定むるや官制を設くるに初
 めより宦官には意を拂ひ内務府を設け宮中一切
 のおとを掌らしめ宦官は之に隸屬せしむ。又外
 事に閏典せざらしめ人爲め官位四位に過ぐるを
 得ずとあす。又天子の旨により差遣せらるるの
 外擅に皇城を出づるおとを得ず外官と交結する
 を得あるおととあせり。

聖祖位に即きてよりもその上諭に明示されたる
 如く乾隆年間放りても嚴重に取締りめたりし
 を以つて遂に大ふる内政閏典のおとはあらざり
 き。

Carles Henry によれば宦官は撤水夫、轎夫、園
 丁、おどのおとを掌り又屋内では厨夫、女婢のお

とを掌す。又宮中には十八人のラマ僧の宦官あり、
 宮女の精神的慰安に供する為めありと。又云ふ、
 宮廷内の俳優宦官より採り月一回宮中の同樂園
 にて演技せしむと、以つて種々の複雑なる職務あ
 るを見るべし。而して宦官の出身は直隸省河開
 府のもの最も多しと云ふ。又宦官は宮廷のみあら
 ず王公大臣も亦一定の員数を備ふべき規定あり、
 宮廷に必要なときは王公より進むべきありと。
 宦官は宮中に敬事房と云ふか設けられ宦官中よ
 り選出して一定の職制を設く。即ち、
 宮殿監督領侍——宮殿監正侍、
 宮殿監副侍——執守侍、
 侍監——副首領、筆帖式、太監、僚、

おどありて、宮内一切の雑務を辦理し、内務府の文
 移を承行し、外庫の錢糧を收納し、隨侍、守護、灑洒、掃
 坐更、夜警のちとを掌る。

以上九官廳は宗人府と相並びて皇室に所屬せる重要ホ
 るものあり、今その要を記すに止めおきたり。

第十六章 皇族の刑罰及びその歴史的事例

皇族即ち清朝の宗室覺羅に不法行為犯罪のありたると
 き之に對する懲戒刑罰の形式は如何。

大清律例名例律の条に八議の条と見ゆ。その第一を議親とす。議親とは犯人にして皇帝皇太后皇后と或る親族關係を有する場合の治罪手續にして若し此の種の犯人の罪が十惡（後に詳しく述べたり）以外のものたるときは有司は擅に自のらう句問するを不得ず。唯そのおとを奏聞して上裁を仰ぐマとせられたり。此の場合に若し免究に即ちその罪を問はずとの旨あれば、則ち已む。若しその旨を奉じて推問するの場合に於りても擬律を為すべし能はず。判決を下すべし能はざるあり。唯其の口供罪名と應議の状とを具奏して旨を請ふものとす。而して皇帝の親族とは何者を指すかと云へば所謂皇家祖免以上の親即ちこれに五服あり。曰く、

其の一、高高祖兄弟

(四六)

其の二、曾祖從父兄弟

其の三、祖再從兄弟

其の四、父三從兄弟

其の五、身四從兄弟

是あり。お小らの親族以上を以つて議親の列に入るるときは宗室中の或る者は勿論此の特典に與ふるべきものもす。然れども律例の親議は唯その大体に就いて云ふに過ぎず。而して會典等の書に就りて之を見るに未だ必しも然らざるものあるか如し。大清會典には

凡そ宗室覺羅の訴訟は別ち戸部刑部を會して之を決す。若し罪あり、輕ければ折罪。重ければ責懲。而して圈禁を加ふ。若し罪大あれば奏聞して以つて七日を候ふ。

とあり。嘉慶重修大清會典卷一参照。これによりて見れば普通の犯罪に対しては宗人府戸刑二部と合同して之を定め罪大あるときは始めて之を天子に奏聞して旨を俟つありまた大清律例名例律應議者の犯罪は。即ち、

宗室覺羅答杖を犯し有秩ある者は罰俸。

品秩(位)あきしのは養贍銀兩に罰す。

軍罪(後に詳あり)を犯すものは空室に拘禁す。

此れ親議の典あり。

これによりば律例の議親が事実上必しも一々勅裁を請ふ。謂に非ざるべし。唯茲に注意す。又きは宗室と覺羅とは均しく尤の特權を有するあり。即ち、

(一)宗室覺羅の間及び兩者と凡人との間の訴訟は宗人府と戸部又刑部と合同審理し一般訴訟とその審

(四六)

理手續を異にせるあり。

(二)凡そ親王と郡王とは奏聞を経ずして法廷に召喚せらるる事とあきあり。若し訊問を要するときは文書にて之を辨するあり。

(三)宗室覺羅答杖の罪を犯したるときは品秩あるものは官吏降級又は罰俸の例に照して議処し位(品級)あきしのは養贍銀を罰俸として止むるあり。養贍銀とは間散宗室覺羅に給與せらるる毎月の手当金にして即ち犯罪に対する制裁は之を停止するあり。其の期限は罪の輕重によりて差あり。又犯罪が枷徒軍流以上に該当するときは板責と圈禁とを以つてするあり。

(四)大罪即ち謀反叛逆の如き場合には宗人府の上奏に

由りて臨時に裁判官を欽定す。大抵宗人府をして
大学士九卿翰詹科道に合同して審議の上勅裁を請
はしむるを例とするに似たり。

(五)宗室にして死罪に該当するものあるときは特に恩
典によりて刑の執行を止め自盡を命ぜらるるあり
あり。蓋し宗室たるの名譽を維持せしむるの意に
出づるものにして一般の規定に非ず。咸豐十一年
親王載垣端華等が叛逆の罪を犯して凌遲に処せら
るるを特に恩を加へて自盡を賜ひしか如き(後
に詳あり)また嘗つて拳匪の罪魁を罰せられしと
き、其親王をして自尽を賜ひし如き好例ありとす。

以上は宗室覺羅が刑事被告人たる場合を規定したるも

(四六)

のにして大清律例には別に一般人民が宗室若しくは覺羅
に対して危害を加ふるものに対しては制裁を設く。

案ずると刑律闘毆の条に於れば、
凡そ宗室覺羅にして人民を毆打するものは杖六十。徒一
年。傷くるものは杖八十。徒二年。折傷以上の重きし
のは、凡そ闘二等を加ふ。總麻以上各一等を適加す。篤
疾のものは絞殺し。死者は斬殺すとあり。

大清律例卷二十七。参照。

之を人民一般の間、刑に比較する時は、その毆打の場合
よりも制裁の更に嚴重あることを知るべし。又總麻以上
適に一等を加ふるが如き皆皇室との關係に接するに從ひ
之に対する迫害に就き其の罪を重くしたるものにして、刑
法上皇族に対して特別の保護を與ふるの意に出でたる也。

と勿論あり。但し此の刑を適用するに於りて、皇族が
黄帶又は紅帶を以つて其の身分を表識しめたるるとき人民
が之に對して危害を加へたる場合に限り若し本人黄紅帶
を繫けずして人その皇族たるを知らず若しくは黄紅帶を
繫ぐるも酒肆茶坊に入りて自ら人侮を招き毆打を蒙りた
るときは此の条を適用する事を得ざるものとす。

大清律例條例及び大清會典事例卷八に見えたる乾隆
三十年四十年及び四十三年の上諭参照の事と。

皇族の刑罰に就いて原則として云ふべき事は以上の
如し。次ぎにその原則によりて歴史的の事實を見んと
欲すその刑として多く見はるるものは次の諸点あるべし。

第一 (乾隆二十一年)

(四六)

皇族としての体面を汚かせしとき、

才二 (乾隆二十一年)

人命を戮傷せしとき、

才三 (乾隆三十年)

宗室覺羅毆打事件ありたるとき、

才四 (乾隆四十七年)

辺遠及び極辺の罪を犯したるとき、

才五 (嘉慶十九年)

及逆を謀りたるとき、

才六 (道光十九年)

鴉片を買ひ又は之を食するるとき、

才七 (咸豐十年)

引見拜謁を賜はれるるとき不敬の語を發し、意態を

構ふるに在るとき。又辭色不遜のふとありたる
とき

の如き好例の犯罪行為とせらる。而してこれらの禁制は
法規として定められ之を干すものは必罰せらる。嘗つて
嘉慶十七年の勅に於ては次ぎの如きふとあり。

裕瑞が宗室の身を以つて咎を獲盛京に謫居しつたり
し際分に安んじ過を思ふふとを知らず復有夫の婦人を買
ひて妾とあせしふとあり。即ちふの一端は既に破席耻の妾
為ありとして再行直奏せらるたりとのふと五年の宗人府事
例に見えたり。女民強姦はその最も重き不法行為の一と
見たるあり。

已上の外尚犯罪行為の例として興味あるもの多しと雖
も今はその數例に止めおきたるあり。詳細は大清會典事

例卷十を見るべし。宗人府職制議罪の部参照。

尚宗人府職制(議罪)によれば事例として次ぎの如き
定めあり。即ち、

國初定むる所の皇族の懲戒は次の如し。

親王郡王以下及び宗室(皇族全部を含む)にして
過犯あるときは、

一或は所屬の人丁を奪ひ、

二或は罰金を課し鞭責を加ふるふとあり。

叛逆重罪あるに非ざれば

一死刑に擬するふとあり。

二刑部に監禁せらるるふともあり。

郡主以下宗女に至る宗室女子の夫にして犯罪ある

ものは隨行せしめざるものとす。

皇族一般に対する制裁の方法は尚此の外に

一、責懲の方法

二、圈禁の方法

ホの二つは犯罪の重きものを処する時に行ふ。

三、折罰の方法

宗室覺羅は特に犯罪のときその罰の等を減却せらるるあり。詳細は後に述べし。

四、去爵の方法

爵を剥奪せらるるあり。返上とは云はず。

五、除品の方法

宗室覺羅圈禁せらるる時には、犯罪の結果その位記を除かるるあり。

六、責枷の方法

拘禁又は鎖禁おじを云ふ。

以上を以つて皇族に対する制裁の原則とす。皇族に対する特殊の規定を合おは云ふを俟たず。尤にその事例を掲げてその空文に非ざるをを見る可し。

順治九年定

親王郡王之訟は府に至つて問供又は本府に止まりて問供。具奏して天子の旨を俟ふ。

順治十年定

宗室犯罪あるの時大罪あるものを除き天子の旨を請ひ餘はみお其の鎖拏鞭責を免じその犯すとあるの罪は例に照して察議す。

順治十四年定

親王郡王大罪を犯すときは傳宗人府に立つて訊問。若し、微罪ナルば、ただ本府に在つて訊問。貝勒以下は皆宗人府に至りて訊問。

康熙八年定

宗室過犯あるときは、宗室に標準をおかず、罪そのものに標準をおいて、罪の輕重をはかり、分別議處すべきこととなれり。

雍正三年定

諸王の行文訊問は、奏聞後再び訊問を傳、衙門に於ておしたるものと同一の事と定め之を永く定例と為す。

雍正十二年定

宗室のもの枷責の罪を犯すあるも皆折贖(錢にて代ふ)

に准せしめ得たり。独り覺羅は之を平民の例に照らして之を決定し居たり。されども朕思ふに覺羅も亦皇族にして宗室と異なるよし。一に折贖に准ずる如くおし例により照して罪を治めよと。依つてそれ以來は、宗室覺羅枷責の罪を犯すときは、共にその情罪の輕重を酌み、年限を分別し、即ち宗人府に於いて或は之を拘禁し或は之を鎖禁するあり。斯くして日限の至るを俟ちて後釋放するふり。

流罪以上の罪を犯したる宗室覺羅は宗人府に由りて其の情罪之輕重を酌み、天子の旨を請ひ議定す。其の罪の等級は次の如し。即ち、

宗室覺羅、其の官罪を犯せしものは官の位置により罪俸の多少によりて議定するなり。おは呂級

(位階)のあるものに就いてあるが若しその位階あきしものは、

答 十より答二十にあたるものは罰俸として養老金一ヶ月に処するあり。

答 三十に該当する犯罪者には養老金二ヶ月の罰俸にて之を免するあり。

答 四十に該当する犯罪者には養老金三ヶ月の罰俸に処するあり。同様の割合よて若し、

答 五十のものに在りては養老金四ヶ月の罰俸に処す。答の刑は出れに止むあり。次ぎに

杖 六十に該当する犯罪の皇族には養老金六ヶ月の罰俸に処し。

杖 七十にあたる犯罪者には同じく罰俸七ヶ月、杖 八十にあたる犯罪者には同じく罰俸八ヶ月、杖 九十にあたる犯罪者には同じく罰俸九ヶ月、杖 一百にあたる犯罪者には同じく罰俸一ヶ年、杖の刑を養老金にて代償する方法は此の百までのもので止むあり。

徒罪を犯したるものは空室に拘禁し更に犯運流罪者は空室にて鎖禁す。その期日は旗人の枷刑の二日に処する罪おれば皇族のものには之を一日に切り縮むるあり。

重罪を犯せしものは臨時に天子の旨を請ふて親裁を仰ぐものありとす。

雍正二十一年論

將軍宗室のものはよろしく清く身を保ち宗室の体面を重んじ卑汚の行為あるものならず。長智を以つて戒とおし各己の身尊重あるを思ひ分を守りて行ひ切に惡習に入るものならず。此の諭を守らざれば朕は必ず重に従ひ治罪せんと。のちとを聲明した

雍正三十年諭

宗室覺羅のもの平人と毆打するは伊等が自らの尊貴の身分を忘れたるものなりとして卑汚の妄為あるまじしとを諭せり。

雍正四十三年

宗室覺羅は未だ人と争較せず鬪をひらき又毆打の

あるべからずとて三十年の諭を更らに補ひたる諭を出だせり。

又曰く軍流罪を犯せしものは例に照し鎖禁又は拘禁に処し其の宮杖を犯せしものはその犯罪の事情によりて酌量するとありあらん。若し重き犯罪者の場合にはその刑罰の責任を宗人府自身が持つて之を処罰し而して錢を以つて償ふ如き折贖の方法を許さざる旨を示したり。

雍正四十七年

宗室の伊冲類あるもの雇工人を毆打して之を死に至らしめたり。宗人府同刑部のものをも合合して奉恩將軍宗室伊冲類は圈禁八十日の刑にあたるものと擬したり。その場合には人命の方を重く見るべ

きふり。罪は明に償ふらうあるものふり。されども之を減減圜禁十日とふしたり。又伊沖額は辺遠を犯して軍機上の犯罪あり、為めに刑は重きあり。罪を減じて圜禁三年とふし更に又之を減減して二年六ヶ月とふし、また之を二ヶ年とふせり。又遠地、二千五百里より三千里に配流せしあるを二千里に減じたり。

嘉慶十三年諭

凡そ宗室、辺遠の罪を犯し、或は極辺の軍罪を犯すときは、減減圜禁三年に処し、若し近辺、或は附近軍罪を犯したるものは、圜禁二年六ヶ月に処す。若し之を改めて板シキの刑とあすときは、責四十板を加ふる事とあるあり。而してその圜禁に処せらるる時

の日期は更に六ヶ月を減じうるあり。犯流三千里及び二千五百里の罪を犯せしものは、圜禁にては二ヶ年の苦役ありとあす。犯流二千里の罪を犯せしものは、圜禁にて一ヶ年六ヶ月あり。若し之を改めて板にて板責の刑とあすときは、責三十板に代ふる事とを得るものとす。圜禁は之を四ヶ月減じうるあり。徒刑三年又は二年半に処せらるるものは、圜禁一ヶ年に代ふるを得るあり。徒刑二年又は一ヶ年の罪を犯したるものは、圜禁半ヶ年に処せらるるあり。若しおれらるを改めて、板責に代へんとあらば、責二十五板にて相當る。又圜禁日は三ヶ月までに減じうるなり。

枷罪を犯したるものは、枷の一日は、圜禁の二日にあ
たる。責板ありば責二十板を加ふれば足る。圜禁
日期は之を一日に減じらるあり。

かくの如くして宗室の犯罪に対する懲戒の方法は、
圜禁に於いて減刑の示されたる如く軽減せられた
り。若しそれ之を平人人民に対するものと見んか
又臣下に対するものと見んか著しき徑庭あるあり。

刑部の五刑に曰く、

- 一曰、答罪——答は小竹の板を用ふ、
- 二曰、杖罪——杖は大竹の板を用ふ、
- 三曰、徒罪——人数の多寡に按るも驛站の有無
その他事情を論ぜず
- 四曰、流罪——終身返らざるあり。

五曰、——死罪

とあり、大清会典卷五十三刑部参照。

答罪の等級五あり

自十、至五十。十、二十、三十、四十、五十。

これあり、但し毎十は責四板にて代へらる。
故に五十答のものは責二十板にて償ひらる
なり。

杖罪の等級五あり。

自六十、至一百。

杖の六十は答の五十と均し。即ち責二十板
にあたる。

徒罪の等級五あり。

自一年、至三年。

毎半年を加へて一等級とす。

流罪の等級三あり

自二千里至三千里

毎五百里を加ふるを一等級とす。

死罪の等級二あり。

(イ) 絞罪

(ロ) 斬罪

後者斬罪の重きものを梟首と凌遲処死とす。

(凌遲処死の意未詳なり)

平民に対する刑の方法はこれのみに非ず二重に加

ふるふとあり。凡そ徒と流とは各杖を加ふるふ

り。徒一年のものに杖六十を加ふ徒三年のものに

は杖一百を加ふ。流三等各杖一百づつを加ふるな

り。配處に於いて之を加ふるあり

杖罪を犯せしものにして事情重きものは之に枷

を加ふ。竊盜再犯計具の如きを云ふ。

流には軽きあり重きあり軽きは遷徙重きは充軍

と云ふ。

離郷一千里外

軍罪五等曰

1 附近……………二千里外

2 近辺……………二千五百里外

3 辺遠……………三千里外

4 極辺……………四千里外

5 埋瘡

四千里を極度となす。皇族にはかかる刑あり

流罪死罪雜罪は通じて徒より計算し得るあり、總徒四年斬罪と絞罪は五年にて償ひうるあり、逸徒は二年の徒。又十惡之辟あり。

- ノ 謀夫——社稷
- ニ 謀大逆——宗廟、陵、宮闕
- 三 謀叛
- 四 惡逆——毆戮、父母、兄弟
- 五 不道——殺一家
- 六 大不敬——神、真服、盜
- 七 不孝
- 八 不睦
- 九 不義

10 内乱——父、妾、姦
この十惡の罪を犯すものは恩赦の際とて之に及ぼざるあり。

大清會典卷五十三、刑部參照。

嘉慶十三年の諭に規定せられたる宗室の処刑の罪狀及びその種類は茲に示せる民に対するものの如く大規模ならず。即ち上にも嘗つて述べおきたる如く、主として軍罪即ち、

- 一 邊遠 (罪名) を犯せしものは、**圈禁三年**
- 二 極邊 (罪名) を犯せしものは、**圈禁三年**
- 三 煙瘴 (罪名) を犯せしものは、**圈禁三年**
- 四 近邊 (罪名) を犯せしものは、**圈禁ニヶ年六ヶ月**
- 五 附近 (罪名) を犯せしものは、**圈禁ニヶ年六ヶ月**

となし而して大は若し人民に対する刑ならば(一)の場合
 は四千里の外に或は少くとも三千里外に流さるるなる
 が皇族は之を圜禁に止められたり。然るに尚此の圜禁な
 るものも(二)共に加責四十板の軽罰にて代へらるる大と
 あり、また圜禁とすも六ヶ月を減ずとある故、三年の刑
 は二ヶ年半、二ヶ年半の刑は二ヶ年の刑となるあり。
 又流罪二千里のもの即ち附近と云へる軍罪を犯せしも
 のにありては規定は二ヶ年六ヶ月あるが更に減せられ
 一ヶ年六ヶ月の圜禁たるに過ぎず、或は之を板じきめて代
 ふるときは責三十板を加ふるあり。或は又圜禁四ヶ月を
 減ずとあり。又大の特典あるを見るべし。
 かくの如く流罪(軍罪)のみ成就して見るも種々の減刑
 あるあり。徒刑、枷罪等に就いては亦贅せず。

尚宗室にして罪を犯しその罪が軍流以上の重きものは
 隨時之を天子に具奏すべし。とあり。

嘉慶十七年諭

宗人府に於いて宗室のものに犯罪あり嘗つて三年
 の圜禁に処せられ再び三年の圜禁に遭ひたるもの
 或は責四十板の懲戒を加へられたるものがその釈
 放後再び犯罪行為ありたる場合にはその重刑の法
 治罪の處をいかにすべしを詳議は具奏するものと
 すとあり。

圜禁はその重きは永遠の圜禁なるものも設けられ
 たり。されど六年を一期(更に詳細には三年毎に)
 として天子に具奏し旨を仰ぐあり。然るに宗室の

罪人はその期間に喪服華儀のおとあるは百日の服ありて暫らく省釈を許さるるあり。その喪に居るの期間は子としての道を尽すべきあり、若しその暫時省釈を許されたるものに於て哀慟悔恨の情かよく現はれ衆亦之を是認する時には、その実情を明にする為めに近属の公が之を府に具保し、罪状が永遠の圈禁に該当せしものありと雖も、查明して之を圈禁六年の刑に減するあり。然るときは、圈禁六年の法規に従ひ奏明天子の旨を請ふて、満期後釈放するあり。

若しその罪ある皇族が慶末も哀泣悔恨の容あきときは、別ち小人子の心あきものとして、永く釈放せられむあり。

宗室覺羅圈禁を重ぬるときは、應に養贍金即ち養老金として下賜さるる錢糧を停止せらる。されば、その親にして子孫のために錢糧を有するものは、以つて養老金に代つて之を納れしむ。されば皇族の子孫は違法行為あるも、必しも養老の錢糧を免せらるるおとあきと同様あり。若し又支食錢糧あき場合に於つても、近支の宗室が族長にまで、又遠支の宗室が總族長にまで、或は覺羅の場合には、佐領にまで、之を交附して酌量養贍に辨せしむ。

同じく嘉慶十七年に

宗室覺羅子孫にして、辟色の不孫あるものありたるとき、また膝下に承歡する能はざるものを、出だせし

ときは、**圜禁三年の刑**にまた**平日敬謹**、**依順**する能はず、又本分に安んずる能はず、**身分を乱**たるものを生ぜし場合には、**圜禁六年の刑**に、而して更に**宗室覺羅**の間より**賦性乖方**、**屢訓教**を喫ふるも尚**悔改**せざるものあるときは、之に**永遠の圜禁**を刑として課す。かくの如く**三年**、**六年**、**永遠**の三種の**圜禁**ありと雖も、その各に該當すべき行為は之を**嚴重**に區別すること困難あると、事情の挿まるとありて、此の規定は多く**空文**の如く見られぬたり。されば**宗室覺羅**のものは、**父母**或は**祖父母**を経て、**子孫**の**違犯**ありたるものを具申せしめ、即ちその**條件**は、
 一、**子若しくは孫**の**某**が、
 二、**何年何月**に於いて、

3. 何事に関し違犯

と實書によりて、記し官に送致せしむるものとあせり。後審記を按じ、**事情の輕重**を**攷覈**し、更に**次數**の**多寡**を明にし、以つて其の**圜禁**の**年限**を分別して、或は**三年**に或は**六年**に、或は**永遠**に、その**圜禁**の**形式**を定むるものあり。

要するに宗室覺羅に在りて**子孫**に**不敬不謹**、**慎**、**失**とあるも、その**喪**を治めうるものは**三年**、**六年**に処し、**悔改**の如何によりて、此の**刑**を除くものとあるあり。されども既に**孝道**を知るとよく、また其の**喪葬**、**禮**を尽くすことの望あきものは、之を**永遠**の**圜禁**に処し、而してかかる**刑**にあひたるものは**親故**に遇ふとも亦、**省釈**に准ぜずと規定せられたれば、**親族**、**近親**に

喪あるのときと雖も歌さるる事となきあり。

嘉慶十九年論

裕瑞咎を獲て盛京に謫居せらる。配所にありて尚
分に安んじ過を思ふの心あく、後有夫の婦を買つて
妾とふしたる如く、耻を知るあき妾行ありたり、依つ
ておは、再查を用ひずして具奏し、嚴重に盛京に圈禁
して、兵を派して之を看守し居たり。然るに後宗室
の緒莊府に於いて裕瑞の爲めに查議を請ひ、大いに
辯護するところありたり。爲めに議を重ぬて之を
酌量したる事とあり。

嘉慶二十年論

(四大)

宗室の平寧等圍兒坦聚と賭をあせし事あり、錢二
百串の爲めに争を起し、刀を用ひ、苗克坦を砍傷す
る處三所に及ぶ。平寧はもと宗人府王公等を管理
せるの皇族。その責任によりて、重責三十板に処せ
らる。亦空室鎖禁一ヶ年に処せらる。期満ち釋放せら
るるの時、罰俸養贍銀七ヶ月而して、苗克坦はもと永
遠鎖禁之人、罪加ふべきなし。依てその板責を免じ
たり。

嘉慶二十二年論

禮親王の昭槿皇族の身を以つて宗人府内に濫りに
非刑を用ふ。爲めに王爵を奪去せらる。宗人府の空
室に交附せらる。暫らく圈禁の刑に処せらるたり。

輕減の事とは見えぬ。

嘉慶二十五年論

親王郡王世子長子貝勒貝子鎮國公及び輔國公以下奉恩輔國公に至る王公は私に民女を買つて妾とふすべからず。若し之を犯すものあるときは査放して革爵を行ふ。即ち爵を遞下するか又は爵を去らるるあり。

嘉慶九年論

裕興身宗室にあり而して親王の爵を襲ふべからず乃ち自より愛惜自重するべからず知らず恣意妄為法紀を予すべし少ふからず依つて裕興の王爵は革去

(四六)

せられ宗人府にまはされ而して園禁空室に拘留せらるるべし三年期満ちて釋放せられたり。減刑せらるるべし見えぬ。

道光四年論

全勝は宗室の身を以つて自愛するべしを知らず市井に遊ぶ蕩佚を事とし肆放至りたるあり。依つて体面に関する件を以つて嚴重にしらべをふし鎖禁に刑せられたり。宗室の瑪爾薩に就りても同様の誤あり赦放に遇ふも亦改悛を知らず依つて黃帶子を取り去らる園禁に処せらる。

道光七年論

明瑛は皇族の身を以つて犯罪分に安せず非行あり。棍徒（一隊）を起し之を糾合して城内に入り訛詐を冀圖して、錢を得前に已に革爵せられ又改むるふし。依つて宗人府堂官看視して重責四十板に処せられ尚懲戒の為め吉林に送られて吉林の將軍の為めに圈禁せられ居たりしあり。減刑のふとは見えず。

宗室の興寶又屢不法行為あり犯罪多しして尚且つ惡を悔めず吉林に送られ中該地の將軍の為めに嚴重に管束せられ將軍之を奏明し之を鎖禁の刑に処す。

斌靜（ヒンセイ）は前の喀什噶爾（カシガル）の參贊大臣

臣にして宗室の身あり行為不正刑部と宗人府との会同を経て永遠監禁とありたるも罪狀不十分の故を以つて寛宥せらる。

道光十三年論

宗室の全煜犯罪ありて黒龍江將軍に廻され重責四十板永遠の鎖禁に処せられたり。減刑ありしを見ず。

道光十九年論

宗室の瑞珠三等侍衛の職に在り茶館を開設しおほに賭博者を会同して譚るとあるなし。瑞珠盛京に送られ該將軍の嚴重なる管束監禁の下におかる。

宗室有麟爵祿を遜下せらるゝて尚法を守るを知らず、私情に任せて、郷試の際武生の請をうけて、大妄をおす。宗人府為めに重責三十板、盛京に送る。該將軍の嚴重ある管束をうくるおとある。

宗室覺羅鴉片を買ひ食するものは重罪に処せらるゝ、盛京に送りらる。職官をおとし、爵を革むるは云ふを候たず。王公に鴉片煙を禁するおと、実に嚴を極む。今は死刑に處せらるる國法あり。人民にして、之を喫むものは死罪あり。

宗室の奕賚(トク)溥喜徒刑を得て、革爵せらるゝたるも、尚本分に安んぜず。妄行やまず。實に不法あり。宗人府堂官をして監視せしむ。不法行為の故を以つて、重責四十板を加ふたり。

奕賚は吉林に送らる。溥喜は盛京に送りらる。而して共に該地の將軍に嚴重ある管束をうくるおとあり。而して奏明して、鎖禁に處せらるゝたり。

道光二十三年論

宗室の奕賚罪を得て、東北の荒地吉林に送りらる。身を以つて、尚自ら過を悔ひ、新を自らするを知らず。輒ち民女を娶りて妻とし、後悔悟婚をやむと雖も、要するに違例を犯せしあり。更に依つて之を黑龍江に送りて、圈禁三年、以つて懲戒の意を起さしむ。期満ちて釈放せらるる後、雖も該將軍に嚴重に管束せしむ。

咸豐元年

秀崐は宗室の身を以つて利に走り事を構へ、贓銀を受く。不正の銀を受くるは非行あり。まさに四品の位記を革去し、盛京に送るべしとのちとなれり、而して該將軍の嚴重ある管束の下におかる。

咸豐十一年八月諭

載垣は端華、肅順等と朋党を組み、比周し、姦をおす。宗人府は此の大逆を見て、同大学士、六部、九卿を会し定議す。遂に皇太后面り之を諭し、その目に法紀おきの非をさとりしむるの方法をとるに至る。されど親王の身を以つて專擅跋扈を至らざるべく、罪益加はるのみ。されば母右皇太后、聖母皇太后面り之を諭

(四六)

し

軍機大臣、戸部左侍郎、文祥、

右侍郎、寶璽、

鴻臚寺少卿、曹毓英、惠親王、惇親王、醇親王、奕譞、

鍾郡王、奕詝、孚郡王、奕讓、睿親王、仁壽、大学士

賈楨、周祖培、

刑部尚書、綿森

の人々相合合して、面り詢るに、載垣等の罪名を定む。王大臣等會稱して曰く、

載垣、端華、肅順、跋扈不臣、均しく罪大惡極に屬す。國法に於いて、寬宥すべからず。

天子、朕念ふ載垣等、均しく宗支に屬し、遽に身を以つて、重罪に罹る。能く減下るあるなし。

惟載垣等前後一切專擅跋扈謀實に社稷を危くす。是皆列祖列宗之罪人。朕躬ら有罪とふすあり。今先罪を恩典にてゆるし自盡せしむ。

皇考並に此の論おし若し其の罪を治むるふくんば何を以つて皇考付託の重きに副ひ亦何を以つて法紀を飭しめ而して萬世に示すことを得んか。朕は國體のため之を云ふのみ。朕の載垣端華に私あるに非ざるあり。肅順の悖逆載垣の狂謬はまさしに死にあたるべし以つて國法を伸はし人心を新にするを得るあり。惟朕の心未だ忍びある所あり。と即ち睿親王仁壽と刑部右侍郎載齡とを派し往いて監視して刑を行はしめ大逆不道の戒とふさしむ。

同治元年論

綿性は宗室の大員を以つて辺疆要地に任じおたりしか種々情形を妄にし恩に辜し職に溺し非行至らざるあり。吉林に送られて罪を茲に贖ふ。

光緒元年論

宗室の德精穎及び惠齡は先きに商民を訛詐して非行多し。依つて前者は黒龍江に後者は盛京に送らる。而して各その將軍のために管束せらる。

光緒四年

宗室斬絞に処せらるる罪名のものあり。されども圍禁空室に処せらるるのみにして斬絞の刑に致さ

此たるを見ず。

光緒十三年論

慶裕奏上するところの宗室絞犯のものの奉天に潜逃したるを拏獲せし談あり。宗人府副理事官因景の差遣するところあり。その宗室絞犯の場合に於ける減刑のことは会典に見えず。

第十七章 皇族に対する裁判及び監禁

宗室覺羅間相互の訴訟は宗人府の管轄に歸するとは固より論ずるを要せず。民人と宗室覺羅との間の訴訟に至りても亦宗人府と戸刑二部との会審に依るものとす。定例によるときは戸婚田宅に関する訴訟は宗室ありば宗人府が主とありて戸部と会審し覺羅ありば戸部主とありて府と會審す。人命鬪争に関する訴訟は宗室ありば宗人府とありて刑部と會審し覺羅ありば刑部主とありて宗人府と會審し然る後勅裁を仰ぐべきものとす。

(注意) 宗室と覺羅とは同じし皇族たれども皇室との關係上自ら親疎の別あるを以つて一は宗人府之が主とあり。一は戸刑二部之が主とある處に定めたる

あり。額駙を以つて吏兵部に属せしめたるも亦同一の理由に由るあり。

以上は普通の訴訟に関する審判手續あり。然るに嘉慶
會典には若し罪大ナルば別ち奏聞して以つて旨を候ふと
あり。大清會典卷一参照。何を以つて大罪とあすかは判
然せざれども要するに之に対する特別手續を定めたるも
のにして想必に叛逆其の他の犯罪者に対しては特別に諭
旨を下して審議せしむるの意ありしあるべし。咸豐十一
年十月親王載垣端華等が西太后の怒にふれて懿旨により
該犯を以つて宗人府に交し、大学士九卿翰詹科道等に会同
して其の罪を審議せしめたる如きその一例として見るべ
きものとす。東華續録同治二年の条参照すべし。又前章
皇族の刑罪参照のよし。

皇族に対する懲戒の特別法に就いては尚特別裁判所。
一なる皇族裁判所に就いて觀察するとあるなるべし。
ず。

皇族裁判所

皇族の監督は宗人府之を掌る。おは宗人府の権限が、

- 才一、皇族の譜牒
- 才二、皇族の封爵封号、謚號
- 才三、皇族の典禮に関する皇族の職名具進
- 才四、皇族の旌表賞卹
- 才五、皇族の王公子弟の教育
- 才六、皇族の議所議叙

才七、皇族の訴訟

等に関するを以つてあり。

此の故に宗室覺羅の裁判權が宗人府の權限内に在るは
恠しむとありに非ざるあり。宗室覺羅相互間の訴訟が宗
人府の管轄に屬するものと固よりありとす。よりの
故に宗人府が皇族に對して特別裁判權限を有するとは
論あきあきあり。然りと雖も其の裁判は之を專決する
とを得ず。宗人府が宗室覺羅の裁判は刑事に關したる
のは刑部と合同して之を判決するを要し、また民事は戸部
と合同して之を判決するを要するあり。

大清會典卷一に於れば次の如くあり。即ち、

凡そ宗室覺羅の訟は別ち戸部と刑部とを會し之を決
す。

(四六)

とあり。之を見れば皇族の裁判は必ず宗人府と刑部若し
くは戸部との合議に依りて之を行ふものにして理論上宗
人府を以つて直ちに皇族裁判所とみあすべしと能はず。唯
その主たる管轄を有するものありとあすべしのみ。

清朝はかくの如き特別裁判籍を有するのみならず其の
犯罪に對しては通用せらるる刑罰も亦一般民人とは異なる
れりあり。ただその犯罪を定むるの標準は均しく律例に
於るのみ。其の皇族に特別ある刑罰は即ち換刑にして、
一、笞杖は之を折贖して換ふるべしとを得可く、
二、其の他の刑は死刑を除くの外すべて一定の刑罰を
以つて之に換ふるあり。

大清會典に於し罪ありば輕きは即ち折罰と云ひ重きは
即ち責懲而して圈禁を加ふるとあるは即ち此なり。其

の換刑の標準は雍正十二年乾隆四十七年嘉慶四年等の成
 例によりて確定せらるる以つて後に至るもの如し。
 大清会典事例卷八参照すべし。
 今尤にその本刑とその換刑との割合を表を以つて掲ぐ。
 即ち次の如し。

本刑		換刑	
笞	二十以下	養贍銀	一月
笞	三十		二月
笞	四十		三月
笞	五十		四月
以上笞の刑			五月

養贍銀五日
 三可也

杖	六十	全	六月
杖	七十	全	七月
杖	八十	全	八月
杖	九十	全	九月
杖	一百	全	一年
枷		板責	二十
徒	一年以上二年以下	全	廿五
徒	二年以上三年以下	全	三十
流	二千里	全	三十
流	二千五百里及 三千里	全	三十
附近		全	四十
近辺		全	四十
遠軍		全	四十

嘉正十二年乾隆四十七年嘉慶四年等の成
 定せらるる以つて後に至るもの如し。
 卷八参照す。又し。
 本刑とその換刑との割合を表を以つて掲ぐ。

二十以下	養贍銀	一月
三十	全	二月
四十	全	三月
五十	全	四月
台の刑	全	五月

換刑

(四六)

養贍銀五月の本刑換刑とし
 三可及ミ本刑内ニ在リ

六十	全	六月
七十	全	七月
八十	全	八月
九十	全	九月
一百	全	一年
一年以上二年迄	板責	二十
一年以上三年迄	全	廿五
二千里	全	三十
二千五百里及 三千里	全	三十
全	全	四十

極邊煙瘴充軍	極責	四十
初	圈禁	一日
徒	全	三月
徒	全	九月
流	全	一年二月
流	全	一年八月
附近充軍	全	二年三月
遠邊充軍	全	二年六月
極邊充軍	全	二年六月
煙瘴充軍	全	二年六月

本刑と換刑との比はかくの如し。而して一つには皇族に対する恩典ありとす。

(注意)

養贍銀とは手当金又は養老金の義にして毎月給与せらるる下賜金あり。皇族に対しては笞杖の体刑に換ふるに財産刑を以つてして之を没収するものあり。但し此れ品級(位階)あきものに対して処分の方法にして若し品級あるものあるときは官吏の降級罰俸の定例によりて処分す。

板責は竹板を以つて撃打するの刑にして宗人府宗令及び左右宗正監視し筆帖式に命じて之を執行せしむるあり。圈禁は空房即ち宗人府の監獄に監禁するの刑にして別ちて二とあす。一は拘禁と云ひ一は鎖禁と云ふ。拘禁と

鎖禁との別は鎖繩を施すと否とに在り。徒刑に対する圜禁は拘禁により軍流に対する圜禁は鎖禁に依る。

凡そ宗室にして罪圜禁に至るものは其の官頂を革除するを法とす。而して宗人府が以上の刑罰を適用するに當りては犯罪の輕重に従ひて裁判權限にもまた多少の差あるあり。大清會典事例卷八は

若罪大おれば則ち奏聞以つて旨を候ふ。

とあり。おれ雍正十二年の上諭に本づくものにして該上諭によれば次ぎの如く見えたり。即ち

嗣後宗室覺羅にして軍流以上の罪を犯したる者は宗人府により其の情罪の輕重を酌み天子の旨を請ふて定議す云々

とあるあり。即ち徒下の刑に該當する犯罪は宗人府に於

いて任意に之を判決するを得るも軍流以上の犯罪は擬律の上天子の勅裁を奏請して之を決せざるべからず。(會典事例卷八参照)。

(備考)

雍正十二年以前に在りては皇族中宗室と覺羅とを區別し、宗室に対しては換刑の特典を與へたり。されども覺羅に対しては此の種の特典を与へず全く一般人民と同じく律例によりて処罰せらるるありしあり。然るに雍正十二年従来の例を改めて覺羅にも宗室と均しく換刑を許容するに至れり。是れ權衡を得ざりに由るあり。同年の上諭に曰く。

旧例。宗室等もし枷責の罪を犯すものは皆折贖に准ず。覺羅等平人の例に照らし的決す。朕思ふに

寛羅も亦宗室と異なるよし。若し一に折贖に准ずる
 ときは一に例に照して罪を治む。則ち宗室寛羅を
 待つ向かに同じならず。寛羅竟に平人と別あし。
 宗室亦畏懼を知るよし。嗣後宗室寛羅等如し枷責
 の罪を犯さば其の情罪の輕重を酌みて年限を分別
 す。即ち宗人府に於いて或は拘禁し或は鎖禁し日
 限満つるの後を待たずて釈放す。罪を抵する如此
 らば則ち寛羅の処分平人と異り云々と、
 とあるによりて知るべきあり。且つ旧例の換刑は主とし
 て枷責の罪に關して之を定めたるも此の上諭は換刑の
 範圍を拡張し且つ稍々詳細にその標準を定めたるものと前
 に述ぶる所の如し。

以上に述ぶるか如く刑罪に關しては宗室寛羅はその別

おく總て皇族には広く折贖を准して特別の保護をよぶる
 と雖も訴訟審理の手續に就いては宗室と寛羅との間に多
 少の差異を設くるもの如し。大清會典卷八の附註によ
 りば次ぎの如く見えたり。

戸婚田土の訟は宗室による。宗人府によりて戸部を會
 す。寛羅に係るものは戸部により宗人府を會す。人命鬪
 毆の訴は宗室に係る宗人府により刑部と會す。寛羅に
 係るものは刑部によりて宗人府を會す云々

とあり。即ちこれによれば宗室に關する事件は宗人府が
 主となりて其の審理を行ふ。それ以外も寛羅に關する事件
 は刑事に係るものは刑部が主とあり、民事に關するものは
 戸部が主とありて審理を行ふものとす。蓋し均しく皇
 族と云ふと雖も宗室と寛羅との間には既に述べたるか如

皇室に対し親疎の差あるか故に其の訴訟事件の審理に就ても両者の間に自ら差等を設けたるものありし。

皇族中親王と郡王とは最も顕貴ある地位身分に在るを以つて裁判所の審問に關しても亦特典を与へらるる前に示したる会典の注にも次ぎの如き句あり。即ち、

親王郡王は應に問ふべきものは行文(文書)にて訊問を行ひ必ずまきに傳問すべきものはまづ天子に奏聞して然る後傳問す。貝勒以下皆傳問。云々

とあり。即ち裁判所は親王郡王に対しては文書に依りて訊問するを原則とし而して口頭審問をなすべき必要あるときは奏聞して後に之を行ふ貝勒以下には別に特典ある皆普通法の規定によりて口頭審問を行ふことを得るあり。

清國行政法卷五八十八頁乃至九十一頁参照のこと。

第十八章 皇室に対する刑法上特別の保護

刑法に皇室に対する罪を設け特別に之を保護するは各國皆然りとす。

大清律例には十惡(十惡のあとは皇族の犯罪の部に述べたり今茲には省く)の中に謀大逆大不敬の目あり。常赦の原さる所とす。その謀大逆とは宗廟山陵及び宮闕を毀ち又は之を毀たんあつとを謀るものを云ふ。宗廟山陵は先

君の辞、宮闕は一人の辞敢て謀逆之に及ぶは、逆之より大
ふるはふきあり。その直接に皇帝、太皇太后、皇太后、皇后の
身体に対する危害は、勿論大のうちに含まるるあり。唯だ
そのおとを直訴せざるのみ。

又大不敬とは、大祀神御の物、乘輿服御の物を盗み、御寶を
偽造し、御薬を合和するに、本方に於らず、封題錯誤、御膳を
供進するに、食禁を犯し、御幸の舟舩誤りて、堅固おらざる
おとあるを云ふ。(大清律例名律の條参照す)。又
兵律中に、別に宮衛の赤を設け、宗廟宮殿に擅入し、宮殿に向
ひて箭を射儀仗に衝突し、若しくは、門によらずして、皇城を
越えたるもの等に対する罪を規定したる如き、皆刑法上特
別の保護をおすの意に出づ。(大清律例兵律宮衛の部
参照) おれによりて、見れば、皇帝及び太皇太后、皇太后(大

清律例名例律によるるときは、凡そ、乘輿車駕及び御者と稱す
るものは、太皇太后、皇太后と云ふに同じとあり)の身体に
対する直接の迫害は大逆無道として、極刑に處せらるる(中
は固より論を用ひざるあり。律に明文おきは、偶以つて
其の尊嚴を示すに足れりとす。

以上は皇族の刑罪に直接関係おき、おとあれども、事、皇族
の中、犯たる皇室に關せるを以つて一言以つて加へたるお
り。

清朝皇族に関する特殊研究参考資料

- 一、大清会典
- 二、大清会典事例(欽定)
- 三、乾隆修訂大清会典
- 四、嘉慶重修大清会典
- 五、東洋学報第三卷 第一號
- 六、台湾旧慣調査会報告 清國行政法 自一卷至五卷
- 七、大清律例
- 八、Dr. H. Mayers: The Peking Gazette, the China Review, vol III)
- 九、Dr. J. Mayers: The Chinese Government -

- 十 *Dr. Williams' The Middle Kingdom vol I*
- 十一 欽定學政全書
- 十二 東華續錄
- 十三 東華續錄
- 十四 *Justus Doolittle: Social life of the Chinese*
- 十五 皇朝通典
- 十六 大清縉紳全書
- 十七 皇朝掌故彙編
- 十八 皇朝文獻通考
- 十九 光緒諭摺彙存
- 二十 皇朝通志
- 廿一 皇朝政典類纂
- 廿二 嘯亭雜錄

- 廿三 新撰年表
- 廿四 *Carter West - The Chinese Emperors - Journal of the China Branch of the Royal Asiatic Society - vol. II*
- 廿五 皇朝政治學問答增校初篇
- 廿六 國家學會雜誌
- 廿七 殷虛書契
- 廿八 說文解字
- 廿九 朝陽閣字鑑
- 卅 積古齋鐘鼎彝器款識
- 卅一 從堂集古錄
- 卅二 古文番
- 卅三 金石索

芑、北京誌

芑、詩經、大雅及小雅

芑、尚書

芑、禮記

芑、韓非子

芑、周禮

芑、爾雅

芑、博古圖

芑、筠清館金文

以上諸種の参考書中本論文に於いて最も重大なる關係を有するものは、一百卷より成る大清會典と數千卷より成る大清會典（欽定）の事例及び支那行政法の三者ありとす。大清會典は會典としては實によくその典拠をしめし、事例亦よくその典禮の實例を列擧して研究者に好材料を示したり。されど禮節、典禮、刑罰の方面のものと及び職制一般官制の大要は之を會典及びその會典事例に仰ぎうるも、皇帝即位の根本問題たる皇位継承のものと、立皇后のものとを始めとし、宗人府の權限、皇族の特權などに就いては頗ぶる遺憾の点あきを得ず。されば大清會典は會典たり、事例は事例たり更に大清律例、東華錄並びに東華續錄等を見ざるべからざるあり。亦此らの材料にのみありて大清會典及びその事例にあきあきと亦多し然るに更に一步

を進むるときは支那の書物より見出し得ざる法制上の解
 又は事實を説けるものに在りては日本の法律書を見ざる
 べからず。吾人は此の点に於いて清国行政法及び北京誌
 おのれが重要なる資料たるものとを特に述べおくものあり。
 前者は法學博士織田萬氏、後者は文學博士服部宇之吉氏等
 によりて撰せられしものあり。本論又は過半おのれらの材
 料による。又上述参考書として掲げたものも、その書名
 は此等材料中に博引旁証せるものより転載せるものもあ
 るあり。一言以つてその出所を述べ置く。

(大尾)

A blank ledger page with a red border and 12 vertical columns. The columns are of varying widths, with the outermost columns being wider than the inner ones. The page is otherwise empty of text or markings.

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

